

## 一般社団法人全日本通訳案内士団体連合の設立について

### 1 通訳案内士法の改正

2017年5月に改正通訳案内士法案が国会にて可決成立し、同法は2018年1月4日に施行された。

これにより、通訳案内士制度において、業務独占規制が廃止され、名称独占のみとなった。これは、通訳案内士にとっては、存立基盤の弱体化を招く恐れのある改正であったが、訪日観光客の増加という追い風もあるなかで、通訳案内士の仕事に対する悪影響は大きくない状況である。

また、併せて、観光庁において開催された「通訳案内士制度のあり方に関する検討会」の最終取りまとめ（2017年3月）において、以下の方針が示された。

・外国人に対し、有償で、外国語による旅行に関する案内を行うことが独占的に認められている通訳案内士の業務を開放し、様々な主体が参画して多様なニーズに臨機応変かつ的確に対応できるようにし、観光先進国として質の高い観光交流を実現するために必要な環境を整備すべきであるということである。

・「通訳案内士」については、我が国の歴史や文化に関する正確な知識を有し、かつ、外国人旅行者に満足度の高い案内を行うことができる者として、憧れの職業となるよう位置づけを整理し直す

・「通訳案内士」については、現場感覚を取り入れた試験を課し、定期的な研修を義務付ける。

### 2 通訳案内研修と登録研修機関

このようななかで、改正された通訳案内士法(昭和24年法律第210号)では、以下のように新たに「通訳案内研修」の受講が義務付けられた。

「第30条 全国通訳案内士は、3年以上5年以内において国土交通省令で定める期間ごとに、第35条から第37条までの規定により観光庁長官の登録を受けた者（以下「登録研修機関」という。）が実施する通訳案内に関する研修（以下「通訳案内研修」という。）を受けなければならない。」とされた。

第25条第3項では、都道府県知事は、全国通訳案内士が第30条第1項の規定に違反した場合には、「その登録を取り消し、又は期間を定めて全国通訳案内士の名称の使用の停止を命ずることができる。」と規定された。これにより、通訳案内研修は、法律に受講が義務付けられた研修となり、未受講者は、名称の使用停止処分を受ける可能性が示された。

これに加えて、改正法では、登録研修機関は、「毎事業年度経過後 3 月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書」を作成し、かつ「5 年間登録研修機関の事務所に備えて置かなければならない。」こととされた。「通訳案内研修を受けようとする者その他の利害関係人」は、「登録研修機関」に対し、「財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求」をできることとされた。

さて、改正前の法律では、「第 35 条通訳案内士の品位の保持及び資質の向上を図り、併せて通訳案内に関する業務の進歩改善を図ることを目的とする団体は、観光庁長官に対して、国土交通省令で定める事項を届け出なければならない。」と規定され、全国で 15 の団体の届け出があったときく。しかし、この度の改正により、本条文が削除されたため、観光庁の届け出団体は、現在、存在しないことになる。

旧法に基づく届け出団体には、会員数 100 名以下の団体も多く、常設事務所を有していない団体もあるが、新たな「登録研修機関」になるためには、通訳案内研修を実施するとともに、事務所に「財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書」を保管し、かつ閲覧等に応じる体制を用意する必要がある。このようななかで、登録研修機関になることを躊躇している団体も多いと聞く。

### 3 新たな全国組織の設立が必要な理由

以上のような状況から、私達は、新たな通訳案内士団体の連合組織、「一般社団法人全日本通訳案内士団体連合(仮称)」の設立を提案する。

その理由は、以下の 5 点である。

① 通訳案内士の通訳案内研修を実施するためには、実施機関に高度のスキルや実施能力が求められること。

② 座学で実施する場合、会場確保や開催地域での周知が必要になること。このため、関東や関西の大都市圏以外での開催にあたっては、地域で活動する団体と、高度のスキルを有する大規模団体との連携が望ましいこと。地方の団体は、連合会に参加することで、地方での実施の協力団体となりうる。この場合、受託事業として、適正な利益を確保することで、組織の維持にも資するものとなる。

③ 地方の通訳案内士団体は、法人会員として入会することで、中央及び地方相互並びに観光庁その他の機関との情報連絡が容易になること。

④ E ラーニング等動画配信による研修を実施する場合には、「なり替わり受講の排除」、「履修確認」や「厳格なプライバシー管理」が必要になることから、高額な開発費や、一定のランニングコスト、堅固な実施体制が必要になること。

#### ⑤ 通訳案内士の各団体を代表する連合体の創設

「通訳案内士制度のあり方に関する検討会」の最終のとりまとめでは、以下のように記載されている。

「改正法案により、現行の通訳案内士団体を中心に、登録研修機関の登録が進んでいくことが想定される場所であり、その機会をとらえて、中間取りまとめの方針に沿った関係者間での調整を進めていくべきである。」

現在、通訳案内士団体は、小規模な団体が多数あり、政治的・法的・経済的な要望の取りまとめが困難である。全国規模の新たな組織を創設することにより、通訳案内士の地位の向上を図っていく。

以上のことから、通訳案内研修を適切に実施するには、常設の事務所、専念できるスタッフが必要であり、新たな通訳案内士団体の連合組織の設立を提案する。

なお、新組織の定款の案は、資料1のとおりとするが、今後、さらにより良いものとなるように、参加者の意見を踏まえて、協議を進めていくものとする。

#### 4 経過措置

現在のところ、観光庁における通訳案内研修の内容及び実施方式は、必ずしも明らかでない。大勢の人が受講する本格的な実施時期は、2022年から23年頃になるとの予想もある。

したがって、連合会の主たる活動が法定研修であること及び、地方組織にとっては、通訳案内研修における受託事業収入が重要な収入となることから、発足後、当初の会費は、軽減を図る必要がある。

そこで、入会金・年会費に関する規則では、「通訳案内士法第30条に定める登録研修機関としての研修を実施するまで、理事会の決定により特定の法人又は地域において、会費を10分の1まで、軽減することができる。」として、新規入会団体の負担を軽減する。

以上提案する。

発起人一同

- ・ 一般社団法人関西通訳・ガイド協会(KIGA) 会長 虎谷 勝也
- ・ 特定非営利活動法人通訳ガイド&コミュニケーション・スキル研究会 (GICSS) 理事長 ランデル洋子
- ・ 特定非営利活動法人日本文化体験交流塾(IJCEE) 理事長 米原 亮三

資料

- 1 一般社団法人全日本通訳案内士団体連合会(仮称)定款
- 2 入会金・年会費に関する規則

参考

- 1 新たな通訳案内士制度のあり方に関する検討会 第3回作業部会（平成29年11月7日）資料から抜粋
- 2 通訳案内士法(昭和24年法律第210号)抜粋

## 一般社団法人全日本通訳案内士団体連合会定款

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 当法人は、一般社団法人全日本通訳案内士団体連合会(以下、「連合会」という。)と称する。

2 連合会の英文名を〇〇〇とし、略称を〇〇〇とする。

#### (主たる事務所)

第2条 連合会は、主たる事務所を港区芝公園3丁目5番8号に置く。

2 理事会の決議により、従たる事務所を必要な地におくことができる。

#### (目的)

第3条 連合会は、全国通訳案内士の研修、情報提供、広報等の活動を行うことで、全国通訳案内士の通訳案内に関する技術の向上及びその社会的な地位の向上を目的とする。

#### (事業)

第4条 連合会は、前条の目的に資するため次の事業を行う。

- (1) 通訳案内士法(昭和24年法律第210号)第30条第1項に基づく通訳案内に関する研修
- (2) 前号の研修のほか、全国通訳案内士及び地域通訳案内士(以下、「通訳案内士」という)の通訳案内に関する技術の向上のための研修
- (3) 通訳案内士の就業その他の活動の支援
- (4) 通訳案内士の地位の向上に資する事業
- (5) その他連合会の目的を達するために必要な事業

#### (公告)

第4条 連合会の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都内において発行する〇〇新聞に掲載する方法により行う。

### 第2章 社員

#### (会員)

第5条 連合会の社員の種類は、次のとおりとする

- (1) 個人正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人とする。

(2) 法人会員 当法人の目的に賛同して入会した法人又は団体とする。

(3) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人とする。

#### (入会手続き)

第6条 連合会に入会しようとする者は、理事会の定める会員規則に従い、入会手続きをしなければならない。

2 前条第1号の個人正会員の入会は、前項の会員規則に基づいて、実施する。

#### (入会金及び会費)

第7条 社員は、連合会の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (社員の資格喪失)

第8条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は連合会が解散したとき。

(4) 2年以上会費を滞納したとき。

(5) 除名されたとき。

(6) 総社員の同意があったとき。

#### (退会)

第9条 社員はいつでも任意に退会することができる。ただし、1か月以上前に連合会に対してその旨を予告するものとする。

#### (除名)

第10条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

### 第3章 社員総会

#### (社員総会)

第11条 当法人の社員総会は、個人正会員及び法人会員をもって構成する。

#### (権限)

第12条 社員総会は、一般法人法に規定する事項及びこの定款で定めた事項について、決議する。

第13条 定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 社員総会の招集は、理事会がこれを決定し、会長が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日から1週間前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第15条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第16条 個人正会員は、1個の議決権を有し、法人会員は、その所属会員数30人ごとに、1個の議決権を有する。

3 賛助会員は、議決権を有しない。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長に事故があるときは、又は会長の発議により、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

#### 第4章 役員等

(役員及び会計監査人の設置等)

第19条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上20名以内

監事 2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

3 代表理事を会長とし、理事のうち、2名以内を副会長、2名以内を専務理事、5名以内を常務理事とすることができる。

- 4 当法人に、会計監査人を1名置く。
- 5 理事を法人会員から選出するときは、法人会員組織の推薦を必要とする。
- 6 1つの法人会員から選出される委員は、最大2名以内とする。
- 7 前2項の規定に基づかない理事を選出するためには、理事会の決定による理事候補者名簿の議案を会員総会において、可決しなければならない。

(選任等)

第21条 理事及び監事並びに会計監査人は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

(理事の職務権限)

第20条 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副会長は会長を補佐し、専務理事は当法人の業務を執行する。
- 3 常務理事は、当法人の業務を分担執行する。
- 4 会長及び専務理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務権限)

第22条 会計監査人は、法令で定めるところにより、当法人の貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)及びこれらの附属明細書を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

- (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
- (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社

員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、辞任又は任期の満了後において、第19条第1項に定めた役員の員数を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

5 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

6 会計監査人は、前項の定時社員総会において別段の決議がされなかったときは、その定時社員総会において再任されたものとみなす。

#### (解任)

第24条 役員及び会計監査人は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

#### (報酬等)

第25条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、社員総会の決議をもって定める。

2 会計監査人の報酬等は、会長が監事の同意を得てこれを定める。

#### (取引の制限)

第26条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項第1号及び第2号の取引について、社員総会において承認した取扱い規程に基づいて実施する場合は、会長の承認により実施できるものとする。

#### (責任の一部免除又は限定)

第27条 当法人は、役員及び会計監査人の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当法人は、役員及び会計監査人との間で、一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金〇〇〇万円以上で当法人が

あらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

## 第5章 理事会

### (構成)

第28条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 理事は、

### (権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(4) その他法令又は定款に規定する職務

### (招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した副会長が理事会を招集する。

### (決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

### (議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

3 議事録が電磁的記録をもって作成されている場合には、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとる。

### (理事会規則)

第33条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

## 第6章 基金

### (基金の拠出)

第34条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

## 第7章 資産及び会計

### (事業年度)

第35条 当法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

### (事業計画及び収支予算)

第36条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会に報告しなければならない。これらを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

### (事業報告及び決算)

第37条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第5号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、定時社員総会に、第1号、第3号及び第4号の書類については、理事会の承認を経て、報告しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項第3号及び第4号の書類については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告

## 第8章 補足

(法令の準拠)

第38条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

## 附則

(施行日)

第1条 この定款は、当法人の成立の日から施行する。

2 第7条の規定にかかわらず、通訳案内士法第30条に定める登録研修機関としての研修を実施するまで、理事会の決定により特定の法人又は地域において、会費を10分の1まで、軽減することができる。

(最初の事業年度)

第2条 第35条の規定にかかわらず当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和〇年〇月〇日までとする。

## 参考

## 入会金・年会費に関する規則

## (目的)

第1条 この規則は、一般社団法人全日本通訳案内士団体連合会定款第7条第2項に規定する社員の入会金及び年会費の取扱いについて定めることを目的とする。

## (会費の金額)

第2条 会費は本連合会の事業年度に基づいて決定することとする。

2 個人会員は、会費として1事業年度当たり1万5千円を納入しなければならない。

3 所属する会員が30人以下の法人会員は、会費として1事業年度当たり1万5千円を納入しなければならない。

4 所属する会員が31人以上の法人会員は、所属する会員が30名ごとに、追加の会費として、1事業年度当たり1万5千円を納入しなければならない。

5 賛助会員は、会費として1事業年度当たり3千円を納入しなければならない。

## (会費の納入方法等)

第3条 正会員及び賛助会員は、本協会からの請求に基づき、1事業年度当たりの会費を納入するものとする。

## 附則

1 第2条の規定にかかわらず、通訳案内士法第30条に定める登録研修機関としての研修を実施するまで、理事会の決定により特定の法人又は地域において、会費を10分の1まで、軽減することができる。

参考 1 新たな通訳案内士制度のあり方に関する検討会 第 3 回作業部会（平成 29 年 11 月 7 日）資料から抜粋

## 改正通訳案内士法



- 改正通訳案内士法により、通訳案内士の質を高める観点から、全国通訳案内士は定期的に登録研修機関が行う研修（定期研修）を受講する義務が設けられている。
- 都道府県知事は、全国通訳案内士が定期研修の受講義務に違反する場合、その登録を取り消すこととする。（これにより、全国通訳案内士としての稼働状況が適切に登録情報に反映される仕組みとする。）
- 今後、定期研修の導入を進めていく中で、実施方法や研修内容等について基準化を図っていく予定。

### 改正通訳案内士法（抄）

#### 【全国通訳案内士の定期研修の受講義務】

（研修）

**第三十条** 全国通訳案内士は、三年以上五年以内において国土交通省令で定める期間ごとに、第三十五条から第三十七条までの規定により観光庁長官の登録を受けた者（以下「登録研修機関」という。）が実施する通訳案内に関する研修（以下「通訳案内研修」という。）を受けなければならない。

2 （略）

#### 【登録の取り消し措置】

（登録の取消し等）

**第二十九条** （略）

2 （略）

3 都道府県知事は、全国通訳案内士が第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第一項、第三十一条又は第三十二条の規定に違反した場合には、その登録を取り消し、又は期間を定めて全国通訳案内士の名称の使用の停止を命ずることができる。

# 定期研修の内容について(たたき台)

○ 定期研修の内容については、以下の内容を骨格として検討してはどうか。

## 研修内容の骨格(案)

研修項目	定期研修のイメージ
<p>以下の内容を柱とすることでどうか。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li><b>1. 定期研修(法定研修)</b> 旅程管理や緊急対応時に関する知識、旅行者の安全確保等に係る国の制度に関する知識等、通訳案内士が実務において求められる内容とする。 ⇒各団体が<b>共通して実施する研修内容(義務)</b>とする。</li> <li><b>2. 定期研修(自主研修)</b> 法定研修の補完となる研修、初任者研修について真に必要な業務の実施に関する研修内容とする。 ⇒各団体が<b>独自に実施する研修内容(任意)</b>とする。</li> <li><b>3. スキルアップ研修(自主研修)</b> 通訳案内士のコミュニケーション能力や、旅行者に対する献身的な対応能力など、通訳案内士としてのスキル(ヒューマンスキル)を向上させる内容。 ⇒各団体が<b>独自に実施する研修内容(任意)</b>とする。</li> </ol>	<p>※定期研修(自主研修)については、観光庁が受講することを推奨(通達)</p>

# 定期研修の実施方法について

○ 定期研修の実施方法については、以下のとおりとしてはどうか。

<b>研修時間</b>	法定研修(義務研修)：約3時間程度。 法定研修(自主的研修)：任意 スキルアップ研修(自主的研修)：任意。	<b>研修料金</b>	研修に係る実費を基に登録研修機関が設定。
<b>周知方法</b>	各登録研修機関に関する情報については、各団体のHP等で掲載するほか、観光庁HPにおいても必要な情報提供を行う。	<b>無資格ガイド</b>	有資格者が受講する定期研修は、無資格ガイドも身につけることが望ましいとの観点から、無資格ガイドも受講することを可能とする。
<b>研修受講者の報告</b>	<p>① 登録研修機関は、定期研修を受講した全国通訳案内士の情報(リスト)について、観光庁に報告。</p> <p>② 観光庁において、全国通訳案内士の受講状況を各都道府県に情報提供するとともに、観光庁が整備する「通訳案内士登録情報検索システム」の登録情報にも反映。</p>		

<報告業務のイメージ>

# 研修受講のスケジュールについて

	～H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度
既登録者	改正法施行	経過措置研修 (観光庁が実施)	施行後、5年以内に定期研修を受講		以後、5年ごとに定期研修を受講					
	都道府県に登録した者 又は 旧試験に合格した者		定期研修	定期研修	定期研修	定期研修	定期研修	定期研修		
全国通訳案内士		新試験に合格 (新たに登録)	以後、5年ごとに定期研修を受講		定期研修					
			新試験に合格 (新たに登録)	以後、5年ごとに定期研修を受講		定期研修				
				新試験に合格 (新たに登録)	以後、5年ごとに定期研修を受講		定期研修			

#### 第五節 登録研修機関

##### (登録研修機関の登録)

第三十五条 第三十条第一項の登録は、通訳案内研修の実施に関する業務(以下「研修業務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

##### (欠格条項)

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、第三十条第一項の登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第四十六条の規定により第三十条第一項の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、研修業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

##### (登録基準等)

第三十七条 観光庁長官は、第三十五条の規定により登録を申請した者の行う通訳案内研修が、別表の上欄に掲げる科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる講師によつて行われるものであるときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

2 第三十条第一項の登録は、登録研修機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録研修機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録研修機関が研修業務を行う事務所の所在地

四 前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

##### (登録の更新)

第三十八条 第三十条第一項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

##### (研修業務の実施に係る義務)

第三十九条 登録研修機関は、公正に、かつ、第三十七条第一項の規定及び国土交通省令で定める基準に適合する方法により研修業務を行わなければならない。

##### (登録事項の変更の届出)

第四十条 登録研修機関は、第三十七条第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を観光庁長官に届け出なければならない。

(研修業務規程)

第四十一条 登録研修機関は、研修業務に関する規程（次項において「研修業務規程」という。）を定め、研修業務の開始前に、観光庁長官に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 研修業務規程には、通訳案内研修の実施方法、通訳案内研修に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかななければならない。

(業務の休廃止)

第四十二条 登録研修機関は、研修業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を観光庁長官に届け出なければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第四十三条 登録研修機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第六十六条において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間登録研修機関の事務所に備えて置かななければならない。

2 通訳案内研修を受けようとする者その他の利害関係人は、登録研修機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録研修機関の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- 三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(適合命令)

第四十四条 観光庁長官は、登録研修機関が第三十七条第一項の規定に適合しなくなつたと認めるときは、その登録研修機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第四十五条 観光庁長官は、登録研修機関が第三十九条の規定に違反していると認めるときは、その登録研修機関に対し、同条の規定による研修業務を行うべきこと又は通訳案内研修の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第四十六条 観光庁長官は、登録研修機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて研修業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第三十六条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 二 第四十条から第四十二条まで、第四十三条第一項又は次条の規定に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに第四十三条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 四 前二条の規定による命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第三十条第一項の登録を受けたとき。

(帳簿の記載)

第四十七条 登録研修機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、研修業務に関し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(報告の徴収)

第四十八条 観光庁長官は、研修業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録研修機関に対し、研修業務の状況に関し必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第四十九条 観光庁長官は、研修業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その職員に、登録研修機関の事務所に立ち入り、研修業務の状況又は設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(観光庁長官による研修業務の実施)

第五十条 観光庁長官は、第三十条第一項の登録を受けた者がいないとき、第四十二条の規定による研修業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第四十六条の規定により第三十条第一項の登録を取り消し、又は登録研修機関に対し研修業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録研修機関が天災その他の事由により研修業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他必要があると認めるときは、研修業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2 観光庁長官が前項の規定により研修業務の全部又は一部を自ら行う場合における研修業務の引継ぎその他の必要な事項については、国土交通省令で定める。

3 第一項の規定により観光庁長官が行う研修を受けようとする者は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

(公示)

第五十一条 観光庁長官は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 第三十条第一項の登録をしたとき。

- 二 第四十条又は第四十二条の規定による届出があつたとき。
- 三 第四十六条の規定により第三十条第一項の登録を取り消し、又は研修業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
- 四 前条の規定により研修業務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行っていた研修業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。